（防火設備の管理）

第 40 条　令別表第１に掲げる防火対象物の防火設備は、防火区画の防火設備に近接して延焼の媒介となる可燃物が存置されないよう防火上有効に管理しなければならない。

【解釈及び運用】

１　本条は、政令別表第１に掲げる防火対象物の防火設備（建築基準法第２条第９号の２ロに規定する防火設備をいう。）に関する管理上の基準を規定したものである。

２　建築基準法令に基づき設置された防火設備が有効に機能するよう定めたもので、建築基準法施行令第１１２条第１９項の常時適法な状態に維持することは包括的なもので、本条においては、具体的に維持管理義務を定めたものである。

３　火煙を遮断する目的で設けられた防火区画の防火設備の近くに可燃性の物品を置くことは目的に反することから、当該防火設備の近くには、火炎の延焼を促進するような可燃性の物品を置いてはならないとしたものである。

「防火設備に近接」とは、当該防火設備の周辺のおおむね 15 ㎝以内とする。